

## 板橋区個人情報保護検討会議設置要綱

(平成20年6月5日区長決定)  
(平成24年4月1日組織改正)

### (設置)

第1条 個人情報保護の徹底を図るため、個人情報の管理利用体制に関する問題点等について情報を共有し、検討を行う場として板橋区個人情報保護検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討会議は、次の業務を行う。

- (1) 個人情報保護に関する外部評価委員会からの意見に関し、区長が改善等を指示した事項についての調査及び検討
- (2) 個人情報紛失等の事故の再発防止に関する調査及び検討
- (3) その他個人情報の適正な管理のために必要な事項の調査及び検討

### (構成)

第3条 検討会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- (1) 会長は、総務部長とする。
- (2) 副会長は、総務部区政情報課長とする。
- (3) 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- (4) 会長は、必要があると認めたときは、検討事項に関係ある者に検討会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

### (作業部会)

第4条 検討会議に作業部会を置くことができる。

- (1) 作業部会の構成員は、会長が指名する。
- (2) 作業部会は、会長又は検討会議から指示を受けた事項について検討する。

### (招集)

第5条 検討会議は、会長が招集し、会長に事故があるときは副会長が代理する。

### (庶務)

第6条 検討会議の庶務は、総務部区政情報課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

#### 付則

この要綱は、平成20年6月5日から施行する。

#### 付則

この要綱の一部改正は、平成24年4月1日から施行する。

#### 付則

この要綱の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

別表

職　名	備　考
総務部長	会長
総務部　区政情報課長	副会長
政策経営部　ＩＴ推進課長	
総務部　課税課長	
区民文化部　戸籍住民課長	
産業経済部　産業振興課長	
健康生きがい部　国保年金課長	
健康生きがい部　健康福祉センター所長	代表1
福祉部　福祉事務所長	代表1
子ども家庭部　保育サービス課長	
資源環境部　環境政策課長	
都市整備部　住宅政策課長	
土木部　土木計画・交通安全課長	
教育委員会　教育総務課長	
教育委員会　学校長	小・中学校代表
選挙管理委員会事務局長	